



鳥取県公報

平成28年 4 月20日 (水)
号外第 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (298) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (299) (水産課) 2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (300) (〃) 4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (301) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第298号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 20 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率		2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.05パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.05パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年0.05パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.05パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント

鳥取県告示第299号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 20 日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率		1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率	
漁業近代化資金の種類	利子補給率	漁業近代化資金の種類	利子補給率
	漁業近代化金融通		漁業近代化金融通
	法第 2 条第 2 項第 5 項		法第 2 条第 2 項第 5 項
	法第 2 条第 2 項第 1 項		法第 2 条第 2 項第 2 項
	法第 2 条第 2 項第 2 項		法第 2 条第 2 項第 2 項
	法第 2 条第 2 項第 5 項		法第 2 条第 2 項第 5 項

法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下令という。）第1条第3号に規定する団体に限る。）に貸し	号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し	法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下令という。）第1条第3号に規定する団体に限る。）に貸し	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し	号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者には、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し
---	---	----------------------------------	--	--	---	--	----------------------------------	---	--

	付ける 場合				
略					
4	規則別 表第3号 に掲げる 資金	略	年0.85 パーセ ント	年0.85 パーセ ント	
5	規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	年0.85 パーセ ント	年0.85 パーセ ント	
略					
8	規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	年0.85 パーセ ント	年0.85 パーセ ント	
9	規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	年0.85 パーセ ント	年0.85 パーセ ント	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率					
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率			
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.05パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		年0.05パーセン ト			

	付ける 場合				
略					
4	規則別 表第3号 に掲げる 資金	略	年0.75 パーセ ント	年0.75 パーセ ント	
5	規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	年0.75 パーセ ント	年0.75 パーセ ント	
略					
8	規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	年0.75 パーセ ント	年0.75 パーセ ント	
9	規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	年0.75 パーセ ント	年0.75 パーセ ント	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率					
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率			
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		年0.10パーセン ト			

鳥取県告示第300号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成28年4月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成28年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年0.10パーセント	略	年0.20パーセント	略

鳥取県告示第301号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成28年4月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成28年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第 3号の資金	<u>年0.10パーセント</u>	略	規則別表第 3号の資金	<u>年0.20パーセント</u>	略
規則別表第 7号の資金	<u>年0.750パーセント</u>	略	規則別表第 7号の資金	<u>年0.850パーセント</u>	略
その他の資 金	<u>年0.10パーセント</u>	略	その他の資 金	<u>年0.20パーセント</u>	略